

名古屋都市計画都市再開発の方針

名古屋市が令和3年3月10日に都市再開発の方針を定めました。
このため本資料からは名古屋市分を削除して掲載しております。

名古屋市における都市再開発の方針は、名古屋市の決定図書をご覧ください。



都市再開発の方針

●基本方針

鉄道駅などを中心とした歩いて暮らせる生活圏を構築するため、既成市街地の計画的な再開発により、土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新を図ります。また、都心域においては、高次都市機能の強化を図り多様な交流を促進するとともに都市機能の集積をいかした都心居住を促進し、世界に開かれた魅力と風格のある都市空間の形成を目指します。

具体的には、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業などを推進するとともに、都市再生特別地区、高度利用地区、地区計画などの規制・誘導手法を有効に活用して地域の実情に応じた再開発を促進します。

●計画的な再開発が必要な市街地（1号市街地）

瀬戸市において、計画的に再開発が必要な市街地に係る再開発の目標並びに当該市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針を表－2及び図のとおり定めます。

<表-2>

<p>図面番号 地区名 (面積 ha)</p>	<p>39 瀬戸川文化プロムナード地区 (約 9.2ha)</p>	
<p>イ 再開発の目標</p>	<p>○「瀬戸らしい、さわやかで潤いのあるまち」として活性化を図るため、瀬戸市のシンボリック存在である瀬戸川沿線を「瀬戸川文化プロムナード地区」と位置づけ、快適で潤いのある都市空間の形成を図る。</p>	
<p>ロ 土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針</p>	<p>(イ) 適切な土地利用の実現の方針</p>	<p>○土地の合理的かつ健全な高度利用を促進し、都市機能の更新を図るため、拠点として商業・サービス核及び文化・情報・産業核を先導的に整備する。 ○魅力的な商業空間を形成するため、民間再開発を誘導することにより、店舗の近代化や集約化を図る。</p>
	<p>(ロ) 主要な都市施設の整備の方針</p>	<p>○都市計画道路や、公共駐車場等の整備を図るとともに、民間駐車場の整備を促進する。 ○道路や河川の整備にあわせて、快適な歩行者空間(プロムナード)を整備する。</p>
	<p>(ハ) 都市の環境、景観等の維持及び改善の方針</p>	<p>○「せともの文化があふれるまち」を目指して、せとものを活用した景観整備を行うとともに、高質で都市的魅力にあふれた景観形成を促進する。 ○貴重なオープンスペースである瀬戸川の水辺空間を生かすため、水の潤いを感じ取ることができる景観整備を行う。</p>
	<p>(ニ) その他の方針</p>	<p>_____</p>